

平成26年5月27日

社会福祉法人くじら
理事長 田崎耕太郎 殿

平成25年度社会福祉法人くじら決算監査報告書

社会福祉法人くじら

監事

土山宏和



久富文隆



社会福祉法人くじらの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度に
関して、理事の業務の執行状況及び社会福祉法人くじらの財産の状況について監査を実施
しました。

監査の結果、社会福祉法人くじらの事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
は適正であったことを報告します。

平成 27 年 5 月 22 日

社会福祉法人くじら
理事長 田崎耕太郎 殿

平成 26 年度社会福祉法人くじら決算監査報告書

社会福祉法人くじら

監事 土山 宏和
久富 文隆



社会福祉法人くじらの平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの事業年度に
関して、理事の業務の執行状況及び社会福祉法人くじらの財産の状況について監査を実施
しました。

監査の結果、社会福祉法人くじらの事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
は適正であったことを報告します。


様式第7

監事監査報告書

平成28年5月20日

社会福祉法人くじら
理事長 田崎 耕太郎 様

以上、平成27年度の社会福祉法人くじらの事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正であったと認めます。

監事 土山 宏和 


監事 嶋田 博 


監事監査報告書

平成29年5月26日

社会福祉法人くじら
理事長 田崎 耕太郎 様

以上、平成28年度の社会福祉法人くじらの事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正であったと認めます。

監事 土山宏和 

監事 嶋田博 

監査報告書

平成30年5月25日

社会福祉法人くじら

理事長 田崎 耕太郎 殿

監事 土山 宏和

監事 田上 博司



私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査報告書

令和1年6月7日

社会福祉法人くじら
理事長 田崎 耕太郎 殿

監事 土山 宏和
監事 田上 博司



私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。